

平成19年度の中山間地域等直接支払制度の取組状況について

1 県の基本的な取組

平成12年度に始まった中山間地域等直接支払交付金制度（前期対策）が平成16年度に事業期間が終了し、平成17年度からは集落の将来像をより明確化することに重点をおいた「新対策」が始まりました。

新対策の3年目である19年度は、次の取り組みを行いました。

- ① 制度の効果や課題を把握：中間年評価
- ② 多様な事例の収集・提供：事例集Ⅷの作成
- ③ 制度の適正な実施：市町村職員への研修の実施等

2 平成19年度実施状況

(1) 市町村数：平成17年度以降、変更なし

対象農用地がある全ての市町村で実施されました。

- 1) 制度に取り組んだ市町村 20市町村
- 2) 対象農用地がない市町村 1町（東出雲町）

(2) 協定数

①協定数の増減

協定数は、10協定の増加となっています。

(単位：協定数)

	平成19年度 A	平成18年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	1,401	1,390	11	100.8%
個別協定	50	51	▲1	98.0%
合計	1,451	1,441	10	100.7%

②協定数の異動内訳

集落協定では、11協定の増加と1協定の減少がありました。

(単位：協定数)

集落協定		協定数	摘要
増加	新規	9	前期対策で実施していなかった協定
	復活	2	前期対策で実施していた協定
	その他	1	既存の協定が他の市町村で実施
減少	廃止	▲1	協定の解散
合計		11	

個別協定		協定数	摘要
減少	廃止（不可抗力）	▲1	病気
合計		▲1	

(3) 交付対象面積等

①交付対象面積

制度に取り組む面積は、89ヘクタール増えています。

(単位：ha)

	平成19年度 A	平成18年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	13,064	12,978	86	100.7%
個別協定	633	630	3	100.5%
合計	13,697	13,608	89	100.7%

②地目・基準別内訳

協定農用地の多くが(94%)田での協定となっています。

(単位：ha)

	田	畑	草地	採草放牧地	計
急傾斜	7,400	93	1	412	7,906
緩傾斜	5,489	266	1	1	5,757
高齢化	2	32			34
計	12,891	391	2	413	13,697

③協定締結率

(単位：ha、%)

	平成19年度	平成18年度
交付面積	13,697	13,608
対象農用地	15,334	15,224
協定締結率	89.3%	89.4%

(4) 交付金額

(単位：百万円)

交付金額は、集落協定、個別協定いずれも増加しています。

	平成19年度 A	平成18年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	1,911.1	1,898.8	12.3	100.6%
個別協定	33.9	33.7	0.2	100.5%
合計	1,945.0	1,932.5	12.5	100.6%

(5) 協定の取組内容

体制整備単価に取り組む協定が増えています。

①単価の区分

(単位：協定数)

協定数	平成19年度 A	平成18年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
基礎単価	456	454	2	100.4%
体制整備単価	995	987	8	100.8%
合計	1,451	1,441	10	100.7%

(単位：協定数)

協定数	増加		減少		合計	摘要
	新規	移行	廃止	移行		
基礎単価	11	1	▲ 1	▲ 9	2	は中間年評価による体制整備単価から基礎単価への移行。
体制整備単価	1	9	▲ 1	▲ 1	8	
小計	12	10	▲ 2	▲ 10	10	

(単位：ha)

面積	平成19年度 A	平成18年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
基礎単価	2,770	2,782	▲ 12	99.6%
体制整備単価	10,927	10,826	101	100.9%
合計	13,697	13,608	89	100.7%

②体制整備単価の取組内容（集落協定）

取組の内容では、「機械・農作業の共同化」及び「非農家・他集落等との連携」を選択する協定の割合が多くなっています。

取組内容（選択項目）			協定数	割合
A要件 946	1 生産性・収益向上 786	①機械・農作業の共同化	680	69%
		②高付加価値型農業の実践	100	10%
		③地場産農作物等の加工・販売	77	8%
	2 担い手育成 284	①新規就農者の確保	23	2%
		②認定農業者の育成	24	2%
		③担い手への農地集積	75	8%
		④担い手への農作業の委託	210	21%
	3 多面的機能の発揮 649	①都市住民等との交流	22	2%
		②学校教育等との連携	53	5%
③非農家・他集落等との連携		626	63%	
B要件 179	1 集落を基礎とした営農組織の育成	116	12%	
	2 担い手集積化	70	7%	

※ A要件、B要件に重複して取り組んでいる協定もある

③加算の状況

より積極的な取組である加算措置への取り組む集落が増えています。
農業生産法人設立が減っているのは、特定農業法人設立に変更したため

（単位：協定数）

	19年度 A	18年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
規模拡大	34	31	3	109.7%
土地利用調整	40	38	2	105.3%
耕作放棄地復旧	13	12	1	108.3%
農業生産法人設立	9	19	▲ 10	47.4%
特定農業法人設立	32	15	17	213.3%
合計	128	100	28	128.0%

(6) 協定の平均的な姿

1集落当たりの平均した規模は、18年度とほぼ同様となっています。

		平成19年度 A	平成18年度 B	増減 A-B
集落	参加者数	18 人	18 人	
	交付農用地面積	9.3 ha	9.3 ha	
	交付金額	136 万円	137 万円	▲ 1
個別	交付農用地面積	12.7 ha	12.4 ha	0.3
	交付金額	68 万円	66 万円	2

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）。

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価（通常単価）。

③加算措置

より積極的な取組を行う場合において、別途加算される措置。

④規模拡大加算

担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年以上耕作する場合の加算。

⑤土地利用調整加算

担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算。

集落協定のみが対象となる。

⑥耕作放棄地復旧加算

新たに協定面積の一定割合以上の耕作放棄地を復旧する場合の加算。

⑦法人設立加算

新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算。